【取組の背景と目的】

- 空き家対策が進展しない理由として、自治体や協力する専門家が、空き家問題に取り組むほど、リスクや損失が増大するという ジレンマがあるため、持続可能性が低いという点が挙げられる。
- 空き家対策に携わる関係者が抱えるこれらのジレンマを軽減し、活動しやすい環境(官民連携プラットフォーム)を整えることが、 持続可能な空き家対策の推進に繋がる。

【取組内容の概要】

本事業では、持続可能な空き家対策に係る 官民連携プラットフォームを整備・自立運用 するために下記の取り組みを行う。

(1)官民の役割分担の明確化

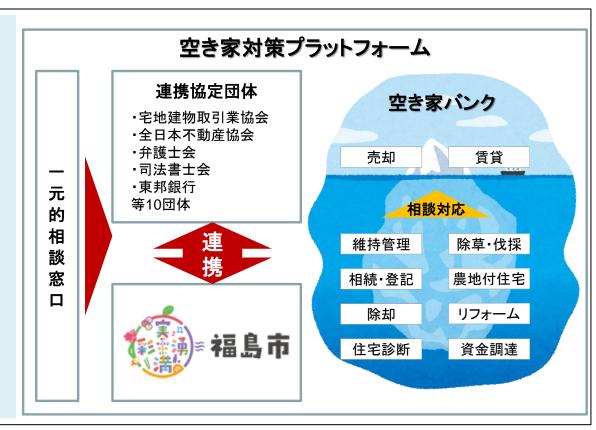
- ・官民それぞれが行うべき業務の明確化
- 各専門家の役割分担の明確化
- ・試行および改善

(2)一元的な相談窓口の設置

- 窓口に求められる機能の検討
- ・相談者へのヒアリング、専門家への 振分けする仕組みの明確化
- ・試行および改善

(3)2022年度からの本運用準備

- 福島市事業として自立運用準備
- (4)事業の取り組み内容の公表
 - ・官民の役割分担マニュアル
 - ・一元的相談窓口機能マニュアル
 - 自立運営に係る検討事項



【参考】福島市における空き家等対策に関する連携協定 (平成30年1月23日締結)

目的

市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、連携団体が相互に連携・協力し、空き家等発生の未然防止、適正管理、流通及び活用等、総合的な対策を推進する。

行政

福島市

金 融

東邦銀行

福島県弁護士会福島支部

法 務

福祉

福島市シルバー人材センター

福島県司法書士会

法 務

建築

福島県建築士会福島支部

相互連携•協力

福島県行政書士会

法 務

不動産

全日本不動産協会福島県本部

福島県土地家屋調査士会

不動産

不動産

福島県宅地建物取引業協会福島支部

福島県不動産鑑定士協会

不動産

取組事項

市民や所有者等への啓発・相談等

空き家等の流通及び活用の促進

空き家等対策に関する情報共有・発信

空き家等の発生予防や適正管理の推進

空き家等の権利関係に関する相談等

≪締結後の具体的な取組み(例)≫

- ◇合同「空き家相談会」の開催
- ◇相談等に対する円滑な取次ぎ・紹介
- ◇各団体の取組みの相互発信 など

関係機関が連携・地域一体となった空き家等対策の推進

市民啓発

市民等相談

売却•賃借

維持管理

リフォーム・耐震化

不動産評価

所有者等啓発

相続•登記

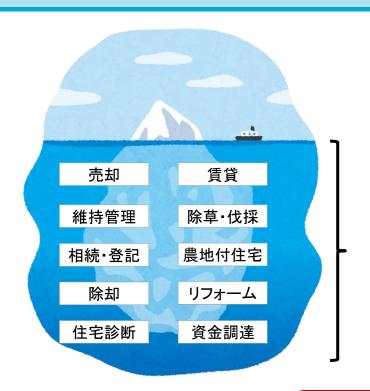
除却•跡地利用

除草•伐採

住宅診断

資金調達

顕在化していない空き家問題への対応の必要性



- ◆専門家や自治体への相談がない空き家が多く存在
- ◆高齢者の一人暮らしの増加 (空き家予備軍)
- ◆所有者の所在が不明となる 空き家の増加

対応が遅れると空き家の老朽化が進み、再利用が困難となる

一元的相談窓口には 地域に密着し、早期に対応できる仕組みが重要

一元的な相談窓口機能の拡張と試行

拡張(能動的)

従来(受動的)

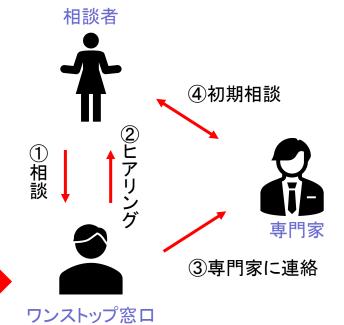


空き家問題の 早期発見

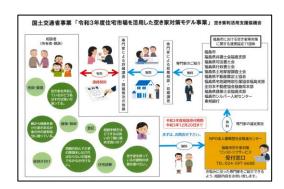


ワンストップ窓口





今年度は3件の試行を実施



配布したチラシ

今年度のまとめ

- ◇最も効果的な空き家対策は、空き家を発生させないことである。そのためには地域と コミュニケーションを保ち、空き家予備軍の情報を拾い上げることが重要である
- ◇相談があってから対応を行っていた従来の受動的な空き家相談窓口の仕組みを拡張 し、能動的に空き家問題を拾い上げる取り組みを実施した
- ◇新型コロナウイルスの感染拡大の影響で活動が制限されたこともあり、本年度の試行 は3件にとどまった
- ◇現状の試行件数(R2:2件、R3:3件)では、2022年度から市の事業化に向けた検討の 俎上にのせることは困難。したがって、「ボランティアにならない仕組み」は原資の継続 的な確保が困難であるため実現は断念し、ワンストップ窓口の自立運営に向けた検討 を継続することとした

課題等

- ◇高齢化が進む地域コミュニティにおいて、能動的に情報を収集するには信用力が重要であり、それを獲得するには時間を要する
- ⇒自治体の事業とすることができれば、信用力の補完となる可能性は高い
- ◇新型コロナウイルスの感染予防対策の観点から、地域密着で活動できる組織を組成 することが重要
- ◇空き家の管理事業等と併せることで、将来的に自立運営できることが望ましい